

平成23年 7月 1日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成23年度福岡県精神障害者の家族に対する支援事業
(交流スペースの整備) の実施について

今般、福岡県において、精神障害者が地域で安心して生活ができるよう、精神障害者等の家族同士の交流活動の場を整備することを目的として標記補助事業を実施する旨、福岡県保健医療介護部健康増進課長より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

記

1. 事業内容

①精神障害者の家族の交流スペースの整備

地域の精神障害者の家族の継続的な打ち合わせ、交流、相談等の場として使用
県内5か所(1障害保健福祉圏域内に1か所)

※対象障害保健福祉圏域：筑紫、久留米、田川、北九州、京築
(その他の障害保健福祉圏域については整備済)

②補助額

1か所につき300万円以内

2. 提出書類

平成23年度精神障害者の家族交流スペース整備事業計画書(別紙様式1)

3. 提出期限

平成23年7月26日(火)

4. 提出先

管轄の保健福祉環境事務所(保健福祉事務所)健康増進課精神保健係

(管轄が政令市又は中核市の場合の提出先：福岡県保健医療介護部健康増進課精神保健係)

5. 今後のスケジュール(予定)

8月 選定、内示

9月 交付申請、交付決定

「公印省略」

23健第1314号
平成23年6月24日

社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長
(精神保健係)

平成23年度福岡県精神障害者の家族に対する支援事業（交流スペースの整備）
の実施について

日頃より、精神保健行政につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、当課では、精神障害者が地域で安心して生活ができるよう、精神障害者等の家族
同士の交流活動の場を整備することを目的として、標記補助事業を実施します。
つきましては、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。
補助対象団体については、選考の上お知らせします。

記

1 事業内容

①精神障害者の家族の交流スペースの整備

地域の精神障害者の家族の継続的な打ち合わせ、交流、相談等の場として使用
県内5か所（1障害保健福祉圏域内に1か所）

※ 対象障害保健福祉圏域：筑紫、久留米、田川、北九州、京築
（その他の障害保健福祉圏域については整備済）

②補助額

1か所につき300万円以内

2 提出書類

平成23年度精神障害者の家族交流スペース整備事業計画書（別紙様式1）

3 提出期限

平成23年7月26日（火）

4 提出先

管轄の保健福祉環境事務所（保健福祉事務所）健康増進課精神保健係
（管轄が政令市又は中核市の場合の提出先：福岡県保健医療介護部健康増進課
精神保健係）



5 今後のスケジュール（予定）

8月 選定、内示、

9月 交付申請、交付決定

問い合わせ先

福岡県保健医療介護部健康増進課

精神保健係 溝部

TEL 092-643-3265

FAX 092-643-3271

精神障害者家族支援事業（交流スペースの整備）について

1 目的

精神障害者が地域で安心して生活するために、精神障害者を支援する家族がお互いの悩みを共有したり、情報交換をする家族同士の交流のための交流スペースを整備する。

2 補助対象

(1) 事業内容

①精神障害者の家族の交流スペースの整備

地域の精神障害者の家族の継続的な打ち合わせ、交流、相談等の場として使用
県内5か所

(2) 補助額

1か所につき300万円以内 補助率 定額（10／10）

(3) 補助対象費用

精神障害者の家族の交流スペースの整備に要する費用のうち、施設建設費、施設改修費、施設修繕費、備品購入費、設備の設置費

(4) 設置主体

公益法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、これらと同等と考えられる任意団体

3 補助対象者の選考基準

補助対象者は、設置を希望する者から選考基準に合致するものを県において選考する。

ただし、設置希望者が補助予定を上回る場合は、設置内容の優れた者を選定する。

平成 年 月 日

平成23年度精神障害者の家族交流スペース整備事業計画書

団体名

代表者名

1 施設の概要

(1) 土地…所在地

所有者

面積

(2) 建物…所有者

延べ面積

うち交流スペースに使用する部分 面積

(3) 施設の使用根拠

契約期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

借り上げを開始した時期(当初)

平成 年 月 日

※契約書(許可書)の写し

2 施設の図面(別添)

出入り口の位置、間取り、現在の形態と変更後の形態がわかるもの

3 施設の位置図(別添)

4 交流スペースの整備に要する費用(補助上限300万円)

※収支予算書を添付

5 計画書提出団体の直近の決算書及び本年度の予算書(別添)

6 交流スペースの整備 完了予定年月日

7 交流スペースの利用想定者・人数

8 交流スペースの維持管理方法

9 その他

福岡県精神障害者の家族に対する支援事業費
(交流スペースの整備) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年福岡県条例第14号）第1条に規定する福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金を活用することにより、精神障害者等の家族同士の交流スペースの整備に要する経費について、障害者の家族に対する支援事業により予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の内容等)

第2条 この補助金の対象となる施設は、公益法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が設置・運営する、精神障害者等の家族同士の交流拠点となる施設とする。
2 この補助金の対象となる事業は、精神障害者等の家族同士の交流スペースの整備を行う事業とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付については、次のように条件を定める。

- 一 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- 四 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 五 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 六 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 七 事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかねばならない。
- 八 交付の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(事前協議)

第5条 この補助金の交付の申請を行うとする者は、別に定める事業計画書を知事に提出し、承認を受ける者とする。

(申請手続)

第6条 前条の承認を受けた者で、この補助金の交付の申請を行うとする者は、様式第1号による申請書を別に指示する期日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、前項の手続きに準じて、別に指示する期日までに行うものとする。

(概算払の請求)

第8条 事業者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第2号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。知事は、概算払請求書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を概算払いするものとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内（第4条第二号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した1か月以内）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式第3号による報告書を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効後も、この要綱の規定により交付を受けた補助金については、なお、従前の例による。

別表（第3条関係）

補助基準額	補助対象経費	補助率
1 障害福祉圏域あたり 3,000千円以内	精神障害者等の家族同士の交流スペースの整備に要する費用のうち、施設建設費、施設改修費、施設修繕費、備品購入費、設備の設置費	10／10

様式第1号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

福岡県知事 殿

住所
法人名
代表者名

印

福岡県精神障害者の家族に対する支援事業費（交流スペースの整備）補助金交付申請書

標記について、福岡県精神障害者の家族に対する支援事業費（交流スペースの整備）補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり県補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

申請額 金 円

（添付書類）

事業計画書

その他参考となる書類

様式第2号（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

福岡県知事 殿

住所
法人名
代表者名

印

福岡県精神障害者の家族に対する支援事業費（交流スペースの整備）補助金概算払請求書

平成 年 月 日 健第 号をもって交付決定を受けた福岡県精神障害者の家族に対する支援事業費（交流スペースの整備）補助金について、福岡県精神障害者の家族に対する支援事業費（交流スペースの整備）補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり概算払いにより交付されたく請求します。

記

交付決定額	金	円
概算払請求額	金	円

様式第3号（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

福岡県知事 殿

住所
法人名
代表者名

印

福岡県精神障害者の家族に対する支援事業費（交流スペースの整備）補助金実績報告書

平成 年 月 日 健第 号をもって交付決定を受けた福岡県精神障害者の家族に対する支援事業費（交流スペースの整備）補助金に係る事業実績について、福岡県精神障害者の家族に対する支援事業費（交流スペースの整備）補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

精算額 金 円

（添付書類）

事業実施結果報告書
その他参考となる書類